

さいたま市子どもへの食の提供事業への運営費補助金

実施団体等募集要項

物価高騰による子育て世帯の負担を軽減し、子どもたちの孤独・孤立を防止するため、子どもの居場所づくりとして子どもや子育て世帯に対して食事や食品等を提供する子ども食堂やフードパントリーなどに対し、予算の範囲内で当該事業の実施に要する経費の一部を補助します。

～応募される前に、子ども政策課までご相談ください～
(TEL 048-829-1909)

- 1 応募条件 市内に住所を有する方、または市内に主たる事務所を有する団体であること。
 原則として2か月に1回以上、子ども食堂などの食事を提供する事業または生活に困難を抱える子どものいる世帯に対して、食材・食品等を配布する食品等配布事業を実施できること。
 (食事を提供する事業を実施する場合) 参加する子ども(市内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)やボランティアへの食事の提供を原則として無料とすること。
 (食品等配布事業を実施する場合) 市内に在住する世帯への食材・食品等の提供を原則として無料とすること。
 その他、さいたま市子どもへの食の提供事業への運営費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に記載された事項を厳守すること。
- 2 応募期限 **令和6年2月15日(木)**まで
- 3 応募方法 次の書類をさいたま市役所子ども政策課へ下記いずれかの方法でご提出ください。
 - ・ 電子データをメールで送信
 - ・ 印刷した書面を郵送または持参 さいたま市子どもへの食の提供事業への運営費補助金交付申請書(様式第1号)
 さいたま市子どもへの食の提供事業計画書(様式第2号)
 さいたま市子どもへの食の提供事業収入支出予算書(様式第3号)
 事業の実施に必要な運営費のうち、単価1万円(税込)以上の支出を見込むものについての積算や見積り又は資料
 団体の場合は、定款、規約若しくは会則又はこれらに代わるもの
 構成員名簿

- 申請者の活動状況が分かる資料
- 預金通帳（口座情報が確認できる頁）の写し

4 結果通知 審査後、交付決定・不交付決定のいずれかの通知を申請された団体等の代表者あてに送付します。

※当補助金への申請から審査に1カ月程度かかる場合があります。

5 交付金額 (1) 食材費（食事を提供する事業を実施する場合のみ）
・補助金の額は、参加した子どもとボランティア1人につき400円を限度とします。
・その他、交付要綱第7条及び別表1をご参照ください。

(2) 運営費
・備品や消耗品の購入費、印刷製本費、保険料等の経費について、月平均開催回数に応じた上限額以内の金額が補助対象となります。
・その他、交付要綱第7条及び別表1をご参照ください。

※補助金の交付対象は1か月につき4日分までとなります。

また、応募状況により補助金の交付決定額を減額する場合があります。

6 実施場所 (1) 実施場所は申請までに確保し、様式第2号に記載していただく必要があります。

(2) 申請者の所有物件以外の場合は、所有者へ確認を取らせていただく場合があります。

(3) 実施場所の確保が困難な場合は、下記、子ども政策課へご相談ください。

7 その他 (1) 補助金の交付を受けた場合は、団体等の名称と事業内容等について、さいたま市のウェブサイト等を通じて公表させていただく予定です。

(2) 本補助金は物価高騰対策として、令和5年度に限り、臨時的に実施するものです。

ご不明な点は、下記子ども政策課までお問い合わせください。

—お問合せ・書類提出先—

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市 子ども未来局 子ども育成部 子ども政策課
TEL 048-829-1909 FAX 048-829-1960
Email kodomo-seisaku アット city.saitama.lg.jp
※アットの部分は@に変更して送信してください。